

さかい

農委だより

令和4年 夏号

(第117号)



編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町3番1号
TEL072(228)6825(直通)
FAX072(228)7410

皆様のご協力で、「遊休農地」の発生防止・解消を!!

耕作されずに雑草の生い茂った農地を、「遊休農地」といいます。遊休農地は、景観をそこなうだけでなく、害虫の発生、害獣のすみかになるなど、近隣の住民の方の大変な迷惑になります。また、近くの農地の耕作物に害虫による被害を及ぼし、耕作物に病気がまん延したり、ゴミが不法投棄される原因となるなど、荒れた農地が長く放置されることで、さらに深刻な状況が起こります。

農業委員会では、毎年8月頃に農地パトロール（農地の利用状況調査）を行い、市内遊休農地の実態把握を行います。遊休農地と判断された農地については、所有者の方に「利用意向調査」を行います。利用意向調査の結果によっては、法律に基づき、「農地中間管理機構（農業者へ農地の貸付等をあっせんする組織）」への貸付が義務付けられることがあります。



困った！自分の大事な農地を「遊休農地」にしないためには、どうしたらいいの??



Q 現在、病気などの事情により耕作ができません…。どうしたらいいのでしょうか？

A 農地の所有者・管理者には適正に農地を管理する責任があります。定期的に耕うんや草刈りなどを行い、農地が荒れないようにしてください。ご自分で草刈りができないときは、業者やシルバー人材センターなどへ相談してください。

Q 農地としての管理ができないので、家を建てようと思っています。

A 法律上、農地を無断で転用（農地以外の目的で利用）することは禁止されています。許可又は届出が必要ですので、農業委員会へご相談ください。立地条件等により、許可できない場合もあります。無断転用は、原状回復命令や刑罰の対象となります。

Q 農地を相続したけれど、居住地と遠く離れていて耕作が難しく、困っています。

A 農地を相続したときは、法務局で相続登記を完了したうえで、農業委員会へ届け出てください※。ご自分で耕作できない場合、農業委員会で遊休農地にならないよう、相談をお受けしています。※賃借権の相続も届け出てください。



次ページ以降で、農業委員会の活動目標と併せ、農地の貸付・借受について説明しています。



農業委員会の「最適化活動」の目標について

全国の農業委員会では、法律に基づき、計画的に「農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）」を進めています。「最適化活動」の内容と、堺市農業委員会の令和4年度目標は、次のとおりです。

①農地の集積に係る活動（目標：農地面積の14.1%）

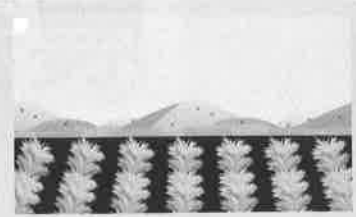
認定農業者などの「担い手」へ、農地を集積（耕作面積を広くする）・集約（場所が分散している耕作地を集中させる）する。

②遊休農地の解消に係る活動（目標：遊休農地解消面積1ha）

「緑区分」の遊休農地（草刈り等により、直ちに耕作することが可能となる農地）を解消する。

③農業への新規参入者の促進に係る活動（目標：新規参入者への農地貸付の同意を得る面積2.9ha）

新規参入者への農地貸付に関して農地所有者から積極的に了解を得ることで、新規参入を促進する。



認定農業者になりませんか？

「認定農業者」制度ってなに？

意欲があり、職業として農業に取り組む農業者が、創意工夫により経営改善のために作成した計画を、市町村等が「認定」することで重点的に支援措置ができるようにする制度です。

交付金や融資等の支援を受けられる可能性があるなどのメリットがあります。

実質的に共同経営を行っている場合、「家族経営協定」が結ばれていることなどを前提に、例えば夫・妻双方が認定農業者となることもできます。



なお、農業委員会に関して、「農業委員の過半数は、認定農業者でなければならない」と法律で定められています。

認定農業者制度についてのお問合せ：堺市農政部農水産課（電話072-228-6971）まで。

農地中間管理機構について

- 農地中間管理機構とは、平成26年度に全都道府県に設置された「農地の中間的受け皿（農地バンク）」です。
- 大阪府の農地中間管理機構は、一般財団法人大阪府みどり公社です。大阪府や各市町村等と連携し、貸付を希望する農地を借り受けて担い手農業者等に貸付をあっ旋するなどの事業を行い、大阪府域で遊休農地解消等の取組等を行っています。
- 同公社に農地を貸したい方、同公社から借りたい方は、**大阪府みどり公社**で検索し、ホームページで詳細をご覧ください。

お問合せ：一般財団法人 大阪府みどり公社
（電話06-6266-8916）まで。

※堺市や堺市農業委員会が行う農地の貸付あっ旋制度については、3ページ以降をご覧ください。

農業への新規参入・ 帰農について

「農業を始めたいけれど農業の知識も農地もない」「定年退職したので、農家の後継者として改めて勉強したい」など、新規就農相談や、技術・経営に関する相談についてのお問合せは堺市農政部農水産課（電話072-228-6971）まで。



農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画制度」を活用して、

農地を貸しませんか？ 農地を借りませんか？

令和4年3月末時点で、約91haの農地（堺市内）について、この制度が活用されています！！

○高齢・病気により耕作が難しくなった・・・
○農地を相続したけれど耕作できない・・・



農業の経営を拡大したいので、
もっと農地を借りたい・・・



このように考えていませんか？
また、こんな方は周りにおられませんか？

ぜひ、**農用地利用集積計画制度**を利用しましょう！！

貸借期間は原則3年以上（期間満了で、離作補償なしで確実に返還されます。）



貸手・借手の双方合意による途中解約や、契約の更新が可能



堺市や農業委員会が間に入って手続きを進めるので、安心



市街化調整区域内の農地のみが対象・まずはご相談を！



貸し借りのご意向がある場合

5ページ、6ページの「貸付・借受申出書」にご記入のうえ、農業委員会までお申し出ください。
なお、以前にこの申し出をされたものの、貸し借りがまだ成立していない場合で、引き続き貸し借りの申し出を希望される場合は、この申出書で改めてお申し出ください。

お申し出方法：窓口・郵送・ファックスなど（お問合せは1ページの農業委員会まで）

※電子メールでのお申し出を希望の方は、様式を電子メールでお送りしますので、ご連絡ください。

必ずご確認ください！注意事項

- (1) この制度は、「市街化調整区域内の農地」のみが対象です。（市街化区域内の農地は対象外）
この貸し借りは、農業委員会の総会で議決し、市で公告することで、正式に成立します。
- (2) 貸し借りをを行う農地は、**耕作のために**利用されるものに限ります。
- (3) 後継者等に経営移譲し、経営移譲年金（農業者年金）を受給している人が、（後継者から返還を受け）この制度によりその農地を貸付けると経営移譲年金がストップしますので、ご注意ください。
- (4) ①この制度を利用して貸している農地についても、相続税等の納税猶予が受けられます。
②現在、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地を、この制度を利用して貸した場合も、納税猶予は継続します。相続税が免除されるには、終身、その農地を農地として利用することが条件です。（税制改正前（平成21年12月15日より前）の相続で相続税の納税猶予を受けていた農地を、本制度により貸付けした場合は、相続税の免除事由である「20年間営農継続による免除」から除外されるため、「**終身の農地利用**」が必要になります。ご注意ください。）
- (5) 相手方のあることですので、借り手や、希望する農地が見つからないこともあります。ご了承ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員も、農用地利用集積計画制度を利用しています！！あなたもこの制度を活用しませんか？

★堺市農業委員会では、農用地利用集積計画制度（期間を決めた農地の貸借）の利用促進を進めています。特に、法律上農業委員会に求められているのは、認定農業者などの「担い手」へ農地を集める活動です。

★また、この制度は、新規就農者が最初に小規模な農地を借りるときにも活用できる制度です。

★堺市の農業委員・農地利用最適化推進委員（推進委員）も、この制度を利用して耕作をおこなっています。

- ①農用地利用集積計画制度の活用を始めた年
- ②活用を始めたきっかけ
- ③耕作物
- ④この制度で、一番のメリットとと思っていること
- ⑤心がけていること
- ⑥一言メッセージ（委員50音順）



光田 裕次 農業委員



- ①令和3年から
- ②自分の農地に隣接して適切な農地があった
- ③ホウレン草、シロナ、小松菜など
- ④貸主・借主が双方合意することで更新や、途中解約が比較的簡単にできるところ
- ⑤農地の有効利用・活性化をめざしています！
- ⑥農業委員会や、堺市が間に入って手続きするので、安心してください！

芝尾 恭典 農業委員



- ①10年以上前から
- ②経営拡大のため
- ③水稻
- ④契約期間が決まっていて、合理的なところ
- ⑤隣接耕作者に気づかい、きれいに耕作すること
- ⑥農業委員会や堺市が間に入るので、安心してください！

高岡 一平 推進委員



- ①平成30年から
- ②借りませんか、と声をかけられた
- ③水稻
- ④契約期間がはっきり決まっているところ
- ⑤農地の有効利用・活性化をめざしています！
- ⑥貸したい・借りたいなどの情報があれば、ぜひ農業委員会へ！

檀野 隆一 農業委員（会長）



- ①令和3年から
- ②後継者不足のため、所有者から耕作依頼があった
- ③水稻、玉ねぎ、じゃがいも、えんどう豆など
- ④手続きが簡単・契約期間がはっきりきまっているところ
- ⑤きれいに耕作し、農地の活性化をめざしています！
- ⑥大切な農地を遊休農地化させないよう、制度を利用してみませんか？

寺山 忠夫 推進委員



- ①平成31年から
- ②台風の被害を受けたことがきっかけ
- ③ホウレン草、小松菜、キャベツなど
- ④連作障害に対する対策として、有効！
- ⑤きれいに耕作すること
- ⑥これからの農業経営に、とても重要な制度ですよ！

中野 元裕 農業委員



- ①7年以上前から
- ②借りませんか、と声をかけられた
- ③白ネギ、カブ、ホウレン草など
- ④借りるまでの手続きが、比較的簡単なおところ
- ⑤隣接耕作者に気づかい、きれいに耕作すること
- ⑥農業委員会や、堺市が手続きの間に入るの安心ですよ！

藤原 武平 推進委員



- ①10年以上前から
- ②経営拡大のため
- ③水稻
- ④借りるまでの手続きが、比較的簡単なおところ
- ⑤きれいに耕作すること
- ⑥この制度を利用して、経営拡大につなげましょう！

松川 幸男 農業委員



- ①平成30年から
- ②知人が農地の借り手をさがしていた
- ③ネギ、小松菜、ホウレン草など
- ④農業委員会や市など、公的機関が間に入ってマッチングするところ
- ⑤きれいに耕作すること
- ⑥農業委員会や市が間に入ります、安心して制度を利用してください！

山本 光男 農業委員



- ①令和3年から
- ②販売米や自家消費米が増えたことにより、収穫量拡大のため
- ③水稻
- ④自分の年齢とも相談し、小規模から借りることができる！
- ⑤草刈り等によりきれいに管理すること
- ⑥休耕地から、遊休農地へ変わってしまうのを防ぎましょう！

貸付・借受申出書

令和4年度版

次のとおり農地を貸し付け・借り受けたいので申し出ます。

堺市農業委員会会長 あて 令和 年 月 日

住所

氏名

電話（ ） -

◎ 農地を貸したい方（裏面も必ずお読みください!!）

○貸し付け希望農地の所在等をご記入ください。（市街化調整区域に限る）

①所在 (堺市内に限る)	②地番	③地目	④面積 (㎡)	⑤現況	⑥接道	⑦利水	⑧貸借条件		
							賃料	水利	役務
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人

「⑤現況欄」は、『良好』『不耕作（年）』等とご記入ください。

「⑥接道欄」は、概ね軽四自動車が入り可能な接道の有無について、有・無のいずれかに○をご記入ください。

「⑦利水欄」は、水路・井戸・無のいずれかに○をご記入ください。

「⑧貸借条件欄」中、賃料は有料・無料のいずれかに○をご記入ください。

水利・役務欄は、水利費や溝さらえなどの役務について、貸人・借人のどちらが負担することを希望するか、いずれかに○をご記入ください。

貸し付けの形態	回答欄 (○で囲む)
農業者（農家の方）への貸し付け	できる・できない
これから農業をめざす方（新規就農者）への貸し付け (できるだけ新規就農者への貸し付けも可能として いただくよう、お願いします。)	できる・できない
法人への貸し付け	できる・できない
その他（ ）	

上記農地貸付の形態について、各回答欄の該当するものを○で囲んでください。その他ご希望がある場合は、ご記入ください。

◎ 農地を借りたい方

○借り受け希望農地の地域(例:「○○区・町(地域・方面)」等)をご記入ください。

地域(堺市内に限る)	希望面積(m ²)	作付予定作物	賃料	水利	役務
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人

○水利・役務欄は、水利費や溝さらえなどの役務について、貸人・借人のどちらが負担することを希望するか、いずれかに○をご記入ください。

◎ 貸し借りをお申出の方へ

☆この申出書は、「令和4年度もしくは令和5年度から」貸し借りを希望する場合のみご提出ください。

☆貸し借りは市街化調整区域内農地に限ります。

☆貸借期間は原則3年以上です。

☆貸し借りのご意向に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

☆相手方が見つかった時点で、貸借条件について、再度電話でお伺いします。

☆相手方が見つからない場合は、その旨の連絡はいたしません。

☆令和3年度以前にこの申し出をされ、貸し借りが成立していない場合で、引き続き貸し借りを希望される方は、再度この申出書を提出してください。

◎ 情報の取り扱いについて

☆利用集積計画制度等、貸し借りの結びつけを目的として、個人情報を除き農業委員会事務局での縦覧に供します。また機関紙「さかい農委だより」やホームページに掲載する場合があります。

☆農地の有効利用、担い手の支援・育成、遊休農地の解消・発生防止等、今後の方策について、協議・検討する資料として活用するため、個人情報を含め、各農業関係機関(下記*)に提供いたします。

☆各農業関係機関(下記*)から、ご意向に関する確認等について、直接連絡がある場合がありますので、ご了承ください。

* 大阪府、大阪府みどり公社、堺市、JA及びこれらの機関が構成機関となっている各協議会・委員会等

堺市と農業委員会からのお知らせ・お願い

女性の農業委員を増やす取組をしています

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、女性の農業委員登用率を早期に20%、令和7年度までに30%とすること、と目標が定められています。「農業委員会等に関する法律」においても、「年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」と規定されています。現在、堺市農業委員会の女性農業委員は14人中1人であるため、令和5年に行われる任期満了に伴う委員選定においては、積極的な**女性農業委員の登用**をめざします。



農業委員・農地利用最適化 推進委員の募集について

堺市農業委員会においては、現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期（3年間）が令和5年7月で満了するため、新たな委員を募集します。具体的な内容は、令和5年1月～2月頃（予定）に広報さかいや堺市ホームページでお知らせします。

「野焼き」に関するお願い

「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。

農業でやむをえず行われる、「稲わら等の焼却」については例外とされていますが、風向きや場所によっては、付近住民の方への「迷惑」となるため、十分な配慮をしていただくよう、お願いいたします。



令和3年の農地賃借料の平均額などについてお知らせします

農地の借地にかかる賃料は当事者の話し合いで決めるものですが、農地の利用関係の調整のため、「農業委員会が情報を提供すること」と農地法第52条で定められているため下記のとおりお知らせします。いずれも**10a当たりの年額**となります。賃料を決めるときなどの参考としてください。

なお、令和3年中に決定し、農用地利用集積計画制度を利用した農地において、当事者間で使用貸借（賃料なし）を選択された件数は、全207件中191件でした。

最高額 33,245円 最低額 9,671円 平均 15,225円

※他と突出して金額に大きな差があるものを除外しています。



堺市の購読者数は
大阪府下第2位！
あなたの隣のあの人も、
読んでいるかも？

月4回、金曜日発行（送料・税込）
月額700円

「全国農業新聞」は
新規購読者を
募集中です！！



インターネットで
全国農業新聞 検索

農業者の方にも、
農業者以外の方にも
役立つ情報満載！
アッと「目からウロコ」
の情報が
みつかるかも。

**堺の農業を盛り上げましょう!! ため池や農地の役割について、改めて考えてみましょう!!
どうぞお気軽にお問い合わせください。**

ため池の役割と防災について～ため池ハザードマップ～

ため池とは、古くから農業用水確保のために作られた人工的な池のことです。水辺空間の形成や大雨時の洪水調節、土砂流出防止などの役割も持ち、地域にとって重要な施設です。

大雨や地震などで万が一決壊した場合、下流域への影響が大きいと想定されるため池を対象とした「ため池ハザードマップ」を作成しました。

緊急時に正しく行動できるように、日ごろから避難場所や経路などを確認しておきましょう。

同マップは堺市農業協同組合、市(区)役所市政情報センター(コーナー)などで配布しています。また、堺市ホームページにも掲載しています。

お問合せ：堺市農政部農業土木課 (電話 072-228-6972)



ぜひ、防災協力農地への登録を!!

防災協力農地は、地震などの大規模な災害が発生したとき、市民の皆さんの避難場所や災害復旧用の資材置場などに使用する農地です。令和3年度末現在、堺市内で約8ヘクタールの農地を登録していただいています。

防災協力農地として登録をお願いしたい土地は、**①生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地** **②概ね300㎡以上の一団の農地** **③既に登録されている防災協力農地に接する農地**のいずれかに該当するものです。

お問合せ：堺市農政部農水産課 (電話 072-228-6971)



地産地消を推進します!!

堺産農産物「堺のめぐみ」は令和3年10月から対象を野菜・果物全品目に拡充し、ロゴマークなどの利用による広報、販売促進を行っています。農産物のほか、加工品にも使用いただけます。野菜袋は、JA堺市営農センターと「またきて菜」で販売していますので、ご活用ください。また、「堺のめぐみ」の取扱飲食店等がわかるよう店頭に表示するステッカーを配布しています。関心のある飲食店等をご存知でしたらご紹介ください。

農産物販売イベントや直売所、野菜を活用したレシピなど、堺の農業情報をUmy堺.com(うまいさかいドットコム)で紹介しています。

お問合せ：堺市地産地消推進協議会

(事務局 堺市農政部農水産課 【電話072-228-6971】)



Umy堺.com

農業者のみなさん! 農業者年金に加入しませんか?



将来、蓄えと国民年金だけで
大丈夫かな?

元気で長生きして、生活に不安が
ないように考えていきたい・・・

自分の積立額と、運用益に応じて
将来、年金額が決まるって聞いた!

毎月の保険料は2万円から(※1)6万7千円まで千円単位で自由に金額設定でき、途中変更もできます。

税制面での優遇があります。
また、国庫補助もあります。(※2)

今年から年金受取時期の選択肢が広がり、加入可能年齢も65才までに引き上げられました。(※3)。

※1 一定の要件を満たせば1万円から可能。

※2・3 一定の要件を満たす場合。

詳しくは、インターネット **農業者年金基金** で検索

お問合せ：独立行政法人 農業者年金基金 (電話 03-3502-3199)